清正記

車

和書門
特別
類
三二四〇三
號
第十八番
函
五
冊
架

内閣文庫
番號 和 32403
冊數 5 ( 3)
函號 特 18 3

共五

国立公文書館
National Archives of Japan

清正記巻第三

同孫

第一

清正朝鮮乃御小志ゆふる事並王子兄弟
を捕乃事

第二 清正ねんごろ表乃働ける事 ならんせん
為城の事

第三 清正深更ゆへ人夫討刈度人ゆ級
小乃事 付清正四方裏へ押詰火とうく帝
王都を為焼ふる事

第四　清正撓城へ攻せんとせし人へ猶播孔明のこと

第五　清正王子を虜にし吉列へ陥陣楊天といふいくさ乃こと

第六　大明勅使と清正對面大王より勅書投降之事
付　右書并天女數百乃事

第七　清正おらんかい鮮人へ米軍乃事并老人般
軍勢静謐のこと

第八　清正と諸大将異見乃事并かきん川の陣立へ
評付のこと

清正朝鮮の都小西行長ゟ先へ王子
兄弟生捕乃事

加藤小西朝鮮の都へ乱入并清正留守
ゆへさしとく将完し遥々乃内秀吉公御
名代宇喜多宰相秀家并石田治部少輔
増田右衛門尉大谷刑部少輔その外日本
勢不残陣へ加藤小西秀家へ参陣し帝
まつりと申へ兄人救乃ことを領し申さる
秀家并三奉行申されけるハ三ヶ国の

帝を生捕奉られて乃筋を考ふる
角兵衛とおぞらく角いあんたゝへハ小西摂津
守一ぱいとい道へ今ハ岡甲斐守一ぱ
ひゝへハ小早川左衛門一ぱ志あんたゝへハ加藤
主計頭一ぱうあひゝへハ毛利宰相ぱ
ぱひくゝの地へ吉野ぱ山城と加ましての間つ
あんたゝへハ家康ぱ関ヶ原ぱ志
あんたゝへハ秀頼ぱ大坂城ぱ
ぱ武ぱて十三日ぱ中に志あんたゝへハ

あんたゝといふ所小ぱ志源一ぱ
ぱ武ぱ清合ぱて十四日ぱ
ぱ武ぱ清ぱ志ぱ清ぱ
日ぱ長崎といふ所ぱ志源次ぱ
重宮といふ郎郎人ぱ
ぱ帝ぱ李昭ハ大ぱ
ぱ武ぱ清ぱ
ぱ武ぱ清ぱ

然るべくまいらせよ瑞相申されけるは異国
の事どもにて急ぎ給ふべし又たびさこそ
此度おのおの紙にしるし討れんとの
便あるべし誠にもののふなるゆへ
不覚なれども一我れ先へ加藤より
十六万余騎此者は大小大名の者共押
出し案内十万余くは高麗へ八米大将
山あり是より遥南にて加藤へ以て一
左衛門中に加藤へ清正を以ても

さる程に清正是をみて此札を執行人へ此立てる
加判あるれば今く上洛に及ぶ
天照太神宮八幡宮の御立紙
神のおへしものりつ見え紙
加様にこそにて御らん以へとて
とりて清正よ八子さ給へと
清め是持て見て是居て
と指て押かしに加紙なく六日
将に見られく五十二百と申にけるの

堪る事を得ずしてやゝといふ所に流漂ひ来る
かくして此場に入る事かなはずして亡ふ
所也同年に至て八丈ヶ島硫黄ヶ島等の
ほとりなる流罪人又居所之朝鮮国門
あり二里四方に雖あり二十町に山ありの我
石垣をつき城乃やうに家を作りつき此
流罪人をなつきて彼らの我家のしき栄
ひ無銭の彼世を送りは志る事二三歳
に及ぶ此の流罪人ともに一味して

王子及我々ためにハ歌舞り此附まで来る
じらの国の人ハまつり国の幣帛となし
我々栄花にほこりてしたゝり悪事をなすよ
び入ものは兄弟あるにとばいひともに君とや
此弟ハ志仙の君とかたる太后と得らんと云
太夫后をおんおんさうしといふこちかの月卿
雲客十二人乃后次々に女房まで召し
弐百餘人をあつさ清正ハ重官となりて
従是ふ及ぶ清正よりすゝし逸等ハ(?)

[illegible]
げふかいまうさうてあるうへ申解申
和と申うにかゝれなき法西ひさまれる
月毛と云ふ皆いろ寸のうふのうまえて
かゝれもり一二旗なる宇治へ乱ひく
よりけまする法西重たまとしたとうを
主武蔵ゝ法ゝ[illegible]
城中ゝ法西そに主武蔵ゝとうさは城
中れもゝ一ゝ安坊の仏新下行ゝ法

におかゝ八城中にゝ波ゝ[illegible]
法西西書ふゝりゝ[illegible]
とゝひやらまゝれゝ城中のゝ[illegible]
門をひゝき法西ゝふ字ゝ城へ入法
かゝ城の海飛人りゝ[illegible]
[illegible]
武百人仏の者共中宮におゝとゝ[illegible]
てまうに矢をけ一度ふるさん申法
法西ゝんちやくゝりゝ市判を[illegible]

[illegible]
て一ぐふうをとり吳出乃人を郡に及び
義経を決ること紀平判を見さる間世
除こせ[illegible]間こ付義を法皇帝
武乃小を[illegible]にたりこ[illegible]
[illegible]ふまこは兄平宮人こりふのこう決
法光源の城ておりこ[illegible]地を[illegible]
[illegible]ま自ら田久左[illegible]助[illegible]
付歩りの行の間小無古乃達者なるこ

を人ものこおし[illegible]師に中付法也源正
ふまでは[illegible]にをふ状ふいこく
[illegible]政こ[illegible]月十ら[illegible]を立ふん
乃世寅を指ら六十八日押法王子師兄弟
平宮人都合弐百余人を捕中は帝王こ
大内出に御退おこ[illegible]王子ら御は二人御
中帝王を生捕のもこ[illegible]
叶は藏光こ[illegible]は[illegible]郎出撃弱て
出所こ[illegible]及一戦ら国義 法ら[illegible]

久敷之人も有之候へハ猶以宜しく候由波高に
承候日本 太閤様御弓矢ニて風義乃也
ニ而候得共同前仕候て跡の批判致下
若之後人ニも申付所存ニ存候左右次第致宜
頼々被成候様ニ奉存候

七月廿八日　　　加藤主計頭清正

浅野弾正少弼殿

一右の飛脚名護屋へ罷越候而書
云前には家康公利家へ申合之満足仕

歴々御座候中にても亜相大臣殿の御諚
若君秀吉公御被見立されし御見残に
またいつまでも此状見られし人朝鮮国の王子
を生け捕りたることの手柄ありさてもよく
生捕けるある間敷と仰らるる家康利
家卿にも御申され候て名さへ御先手にて御付
ら此たる者引て候処にて申上らる
図一しかも御様姫し縁して御感状とらる
由書にいたく

七月廿五日書状を以御伺被仰聞候ニ付
之子兄弟を官人等武百姓人共捕
候ニ付御伺働候ニ被因合候と存之
ハ千八日出天と不拘深押詰ル丁有
武つ揃深ハんハ西へ乗紙辰下ニ御
弓矢ニ風義ハ有之ニ付被成候
ハ中分ハ仍而農夫者共ハ拘有之
又百姓ハ被郡ニ上一揆仕方ハ
為相仕候ハ被成方ハ
為出来ハ中分也

十月十日出御朱印

加藤主計頭
秀吉ニ御家の様子ハ深ク
細ヤ書ニ付て宮小出ハ
為出来ハ中分ハ

清正ハんハ西の働ハ
為城の
清正ハ行ハんかい乃様子ハ
毎月ハ

中八ツ時ニなりてゆうべ
より中ほど西ゆきを打
出ん人〳〵五人ばかり
より出ずまれてゆきを
一里ゆき城あり
ゆの如くより中もも
東門ニと結ひ
て味方討死
西ニ出法華一揆の

さて先人〳〵出ずまれて
やいふ城よりおりて
ゆ天ゆ五ん角ん角
とはりうけ鉄炮
ゆ五ん角ん角
ゆ五ん角ん角
ゆ五ん角ん角
小ほい出て人〳〵
西ハ出ず
人二十人ばかり

ゆとりを人おそれかけく大砲をうち入
りるにつて大将ゑんてんおうるく決義
し城とあをうとて海人よいつる所に来
れ義たき走貴田孫兵衛と云ものなん
ゐ人やりをもらう人（さとの海賊乃和泉
国小口海沢子細ハ清正中さしかゝハゑん
角の城をして一番のりハ作ら人（さとや
さしをい義たき走中ハ生れくと作とし
それを結ゑ人きとや孫兵衛中ばかハ海
ハ人をなさゐうに拙代中城虚ものか
ゝ中毎人とて小対ちてさんかゝまると
清正中へいをさすれ武士たちるとの
乃義をそれにそれ人ハ日の事に結る
角をあをい最人とゝ中毎人とり小我孫
角人（ゆりりる義たき走中ゆりゆりて級と
ゐ人孫兵衛とゝの（我の門よ毎ん生ん
の城へをしはあ居ゝ中和ゝに孫兵
を法人（ゆ先を押清ゝ中義たき走中ばか

今参りたる河内ものの八郎兵衛尉
をに加へ出小法師ら
兼乃ちこ中義ちと云
へうけ入申しい人小
と義ちあひるる孫
よ貴代ちりる孫を
ちうこ大の男せい八人
せみえこものせら
ひい人の親小法師
七百騎ちみこ討死仕七人親

少ち小法師七人家ハ乃ハ
中ちこ法正中さ
なり孫兵衛尉乃源
ちと大百ものか
ちれこ兄中なり
ありて河内乃ハ中
近式をちひせれる

法正源平人行
当殿小乃ち行法正内裏人押法大と

かくて帝を船に乗せ奉り
清盛ゆきまさの城のりこしを東八川
よりかぜ強くなりて船ハ
ゆらんかいの船ハ
をきくしおをゆらんはまりとまり
ぬ波にはかんこの東乃こくそのあ
けは清盛百ゆをかりとたき鉄炮を
ひくに海(ハ)ゆらんなれ(ハ)ゆらんこい人

右敵をうちまうけの小舟にて三宅
角九郎坂川豊後小岡平助右衛門尉
はかくかゆ鉄炮をうちおとす
百廿一人うちこうかれうんこい人右衛門尉
ちりとくこ屋ゆるゆるとうち中く
月なかの戦ひとこ二歩一にとどまえら
さて清盛ハ船をうち出人数の事を
聞よんとうさして八方の中とて近付
はまちり逆ゆ也ゆきまさんとて清盛ハ

我中に二三里ほど出ぬれば天
よりたんぐいの如くに長崎しまとりおもひ
ひの如くなれば下さきに同じく其如くなれば
ちゃんこみたくしに中くにひきし清正
下知ありて百挺の鉄炮をとりそろへ
らりと大員を吹たてゝ出いくさをも
あくしてのすなわち寄合いさわひた
鉄炮をうち員数をとりつゝあも
しうち撃ぶの出るひまなれば別帝青

裏をあけくりうりなる立林まりおつ
きりさんとうちれば清正返さに少数
まて出さるをみて敵ものゝ数をも
ひきて一旦のいさかひまてまれつゝ
同氏のゆゝ矢乃風をんたなかなを
逃げをこ可ちんに手数をとくしまて
一番小門裏へ出成ひ立くへ逃寄
出業をあけ撃立一番先をりとえ
あり清正寄出とうかまをまい

せんとの乃加敵大きに利ありの報
の地へ海陸をへしこにたんとうより五里
引ゆり山陸とかまへらるゝ所ゆせんと
人三万余清正陸路乃人数七万余改正乃
軍兵ゆみえて出ゆ子弟ゆ先へ
打立て古敵をうちすてゆけ梅
乃嶋きりゆ中なる寄をたて加り寄乃
清正ゆ打出ゆ人数ゆ出て
也軍勢ゆまん海ゆに二度小海へ敵よりゆ

あてさるゆ中ゆ乃ゆ自身をんん
とうり河ゆらはなれそうれ首をとる所ゆ
をいまよりこゝ下ゆ出ゆきゆ後朝の下
り和田海中ゆ大乃良大木左衛門
ゆ名乃ゆ鉄砲をうつとゆ
しかゆせんとゆ人ゆ
こうりゆ敗ゆ次ゆ
なり海陸の軍兵入
九月十二日ゆ

所々の百姓ども
ひとくやひとん敵軍防ぎに
退散仕候所中され
しかふしと自の意
つもりなくふなと解まりもんく人
の死数とうそ人九百七十二人内貴
味方討死の仕九人新兵七十九人その数
当地海とりかりと焼野毛自然解
へ泊船もんかを見ものとかふ又もんん

如人を百ばかり古敵をうちまうし
射ける事にてりうるより意見乃
者ども注進に及ぶ清正海と出て今
度当大ゑ〳〵それ〳〵ものこと
自ら二百挺の鉄炮をそなへ
歩立仕候二百人陣
仕ふりにて
おもんんとふり
弓を六七百張
如

清正の船の数百三十間ばかり
くり出す百挺ばかり鉄砲をうつる所へ
寄せ付け給へとも下知をうけて復
伊達家の内家臣一番乗りの人数
家ところ也清正いりの人数
きたらは一度に切て捨ん
とて大軍也東西南北へ切りて清正
これを聞ひとし朝鮮の門をとくとい
ふまて海陸きをくに十日過ぎ合
乃長を使わせ清正家中の武士小威徳
つゝきさせくしりの人数出せ
也いふ所の毛深次郎
右軍人数をあつめ居住のうちにつき
所乃者に乗回をとり付先へ行て
せりとす所家の内小西深し筋平次
弁と大九郎小代下総氏三人鉄砲二百挺
お深きとす所乃のうきわん
きんといふ所へさしつ清正自身百挺

の鉄炮をもたせ人をもつて行方に捜させ
世武百人ばかりにて方々を捜せども
乃二百人ばかりまた一度ずつ捜しとつかれ
うを鉄炮をもつて打たるかの人ども
鉄炮をうちたてられてもおつれて
ちりぢりにあるくうちに
をかし場を二三町つゝ破つゝ
走りおるかのあんきんのまてにきんか
ちをかしたる鉄砲弁上大かたかつし

あるをもつてすぐに捕せるとすれば
家とりハ家中にせいきを入れすぐに
ひけかして大の男なりけれ後者と
西河代一人を捕はたるの人数
松茸のりのり猟師あるかの風かをる
されをいろ〳〵をもつてあるの事長屋
ものにつくれかしをもつて部屋を
定日年にをもつて月毎に病
於人小清正方寅をもつれ別次とを代

身あるべきものへ（番）内ものなれば
せいがりてなれば日本の富士山
のごとくなれば彼所より八州
きいたるに見事にて家を見人民
長生決定なんどいふる業さうひとそのこと
きこえまてあり
清正遺乃歌（源頼朝）
九州のの
清正申されたるはひらいあて合戦し

指利を始都合数ちつとすれ共
せとりしかとも元ひとつ事ハ
先ゝ清の歌（源頼朝）
小弟ハ八幡
おもはゆ又をいなさ
こゝろ孫ハ
大国ハ
九国ハ
につきせいたりと

なかに陣とられし小河の向ひの岡にて
の内より数万百斗にておしよせんとするを主計
より三百人ばかりにて諸卒を率ひて二人清正を
御手の者にてまくりかへし物ふ二三ケ所清
正はおもふと駈て小西が奴原の志をくしける
鉄炮をもうけて下知して一度
にてうちかけにける人をうしにしておもむ
人とも種々さうか人ありて次清正好度
まやさもし八式内乃見ゆる瀬八ちう

別此一町下瀬ともに付て敵勢ら又
とりひへまとらそとみちらしくるき
あり一人ともに次後度とりつくかの家乃
ものに扨(?)はしかし八此にて人に云ふ
者用にて程ありて志たる云ふ朝鮮
りてまおもひしなりおもひしに者に
乃上手武勇にて年したるとせし也
日本の弓矢此風にて見せんと乃先まで
打しはあまり弥次数やうし思ひせし乃

城をもあらそひ数度乃合戦ありて猶利を
えざるゆへ日本帝王の勅宣をもて毛
利元就ことを和と日南
海乃ほとりを毎年に相撲人数百人
出羽小おしま清正ゆ流をたて北条殿
落の沙汰ありしかの中にも乃ぶ
ち者三人ありしかの方へ出羽
さきハ小おしまより十四日乃夜向し
ちんこい人仲まとくるこに寄せ

こいこ屋へ行けば行ちんこい人迎ひに清
正の使ひ来ぬ迎ひ乃ものあかりあり
ちとこさとり三人ひとり清正乃ゆ引物首
をあてゆとて報をこれ小ゆ行く越すてう
少別首八一百八ちとさ見ひ三人の
首級さり清正ひとり命に対清正を和
平をおさめ礼として羊乃皮百枚献
一礼をとり清正ひとつ小又川とう
りのこと朝鮮の地へ渡海し着

陳し王子兄弟（一礼を毎度相続りて
王子（中さだ）を初めとんでの面の働き用
中せ先せるかとうすれ軍とこうとかあ
とく後中と分法正王子れ（ある
王子は言同ふおそ（まれを法ふ法ふ元
その法ふ法正わるるかとうとなまび
おし王子敷流なさるせるこすす後近
をわがえ次白例ふひまふ貴を知
分洞氏句し無歌とをしくありく

貴氏ゆとさつく井法るの（頼より四
れある法正後義をりくく自宮とき
ゆるるゆゆ寺らるるに法とおう（中八
氏をそのし（小方なるのすしと
氏王子氏法父貴利をとつくゆとと
ゆり武宮とさづけ（ゆ）より南京戎乃氏
法道義文尚乃全羅乃氏の武士の
を牧勇判義江原乃感境乃英海乃
年毎道氏海乃の武士大将ハせるとす

此度めとりあつまりたる一合戦
を世間にてはくまなき日本清正にて
ありしかとも日本にて飛脚を非ず度
々次日本人にてゆるしをうけたる
に御かくれ八郎つくり人数をあつめ
一戦をんとしたりしに清正の子
をせうれ命おしかれとく国人に成
ゆるしをかれ国人に成
いつく二度謀叛を射をゆるかの間

あるいさせめくるをはらいのけ
ゆるしあるまじきをけいごさびしく国客
を左右次第なる所をめ清正こうさに
よりとと清正しまを成をめ清正
せるとうすやうにこの極をりこ為成と
清正子宮人ホ石吉刑へ海陳
板天と軍のよう
清正境城まて越をまを再ホ人ホ石
其一岩寄大河をを元和の方三月廿

世いふ山さ上杉(海藻)並下ていふ山さ
右藻と云ふ所ハ
その二方ハ山にて深き谷
世ハ海辺海藻ハ
はゝ高き山にて海
世ハけ下ハ
と宮ハ
とと(し)横地と吉村
ハ義定二番加藤
と二右衛門加藤兵部
右衛門三番小代下総
定めらる吉村吉兵
陣ハ記ハ
吉村ハ
なりとも
此ハ
先ハ
先ハ
義ハ

人馬を非小および沢吉村之記を法人
とを成り海つさう吉おゆ小山畠北の
を立人らを乗中にをてめ北月をを
志を毎度の一天小深吉山乃乃勝右
別人数をおさ右らを加をなを人右衛
門ををらるを武大将武海を百北人
数を三日小ようけ山をの二百乃人数右掛
天下知を毎一百山下へ毎ようけ助北
祈り武伯北北小ようを雑をようをを

子張りを一京小村ようけ三氏入信西北を
吉村一伯いつを毎三日毎を立く張
ををらをを北沢炮沢炮ひくくをを
屋を武伯沢炮ようくをを同全
小みを小武信西吉村伯小北ようを
同ようを月月を入沢氏入くを下知
を毎沢大将吉お一伯面をを毎全
ようになり張を入毎小月をかを人
進立を毎敗小を吉村ようを人春

こいぶりのとるとうりをあひ[illegible]
なぶ[illegible]を[illegible]為合首をとるかくなる二番
そ[illegible]を敵とうりこるを[illegible]横地二番
乃人数てうをとうを[illegible]入[illegible]付
ておるを[illegible]山[illegible]人引九[illegible]を[illegible]
法正地野内まに後吉別へそるへを入
らう[illegible]加賀おるおを[illegible]を
中ホに五郎山[illegible]
別し出九を掃[illegible]

[illegible]中にこの日[illegible]法[illegible]加賀[illegible]
出[illegible]法正[illegible]入城法[illegible]
出九[illegible]別を[illegible]
[illegible]九[illegible]の働[illegible]
[illegible]法[illegible]吉別ハ
[illegible]月[illegible]地なり
[illegible]安平[illegible]くナ[illegible]ハ法正首
分[illegible]貢を収納[illegible]その[illegible]
大[illegible]

数を定らるる右別紙加藤清兵衛
右之元が後信義元永兼元永兼元永原田宗
右衛門二人殿助殿門山口左衛門七人
をおとして子六百俵宛さうこうよりを
後宗右衛門畳田吉右衛門作左衛門を
おとして六百石ゑんさんよりかゑる九
兄宗左衛門出田六郎兵衛を
して六百石ゑくまた小代左衛門大橋治右
長尾安右衛門をおとして六百俵さんより

吉村吉右衛門堀控右衛門をおとして六百ゑん
ゑんより高家衆つをおとして
て六百ゑんゑんより後川兵衛和田伊予
大木左作をおとして六百石ゑんより清兵
右平こいふこころ小原清左衛門加判乃
人数ハとまてゑんとくたりゑんとあ長
加判当城完小をしひさて清兵ハあんへ
引城普清絶笑梅流さて数日乃合
号をおし休見をゑ端海を高

乃ち之を一揆おこりにかゝる沢清左衛
おなじく清正一遍の御状送り申さる云
之面一揆發り申さる事に毎日毎夜
丈夫に被対泉二郎と申さる人数多勢
なる清正人をうち殺申さる事を
聞る人めうち申さる人数多勢
義勝なるこうを清正聞はこれを
もしめしと申さる人この武篇八面々いる
当流矢に一つも被射面しる毛者百人

中江義兵一騎宗近と八中さる人面ま
るのうえ宗近ハ清正ハ
もと所ハ見るやさ清正ハ
十一月十七日　加藤清正
端書加賀藩家清孫不

大明勅使より清正対面大きに礼勅
被見の対面之事男女数宮内
かさ祝ゝく端書ハ清正に一揆のこと次

遠江の守岩瀬正三郎より小藤太
なを真弓に俵貫之の変小を見んのため方
より注を小大の人あんあんとさて弟を
結ぶ守中こと清正をすに胡解人分
らいとくとくとくしく大の人なりに合戦
と及ぶ人して元小野の小藤太
方人の使ら人ことを有うてを申ぶき
小の義あり主をして注を大の宮官
人勅使なり下三十人（一の上の上官二人

小中主次勅使ゆ清正陳平人義
一遠朝とりつく中八大の宮小京大王
ら此勅使なり大の清正の前面ら
中に分陳屋乃掃部小中分れ
主て形ら次清正その乃義東ら八
次おら此具ら一張のなら中
ときゆ人やうゆを持つを力う
なるとら主義此弓を打立清を相
勅使清正ら一礼し大をり此勅を

通説として敵国の西欧中心観は
日本出ずして中華帝国を北に七り
乃一覇主之百年以約束を為し毎年
為し毎年貢物代約束を代代為
すべきこと以前と又日本小国乃
至の接伯太閤秀吉人数をさしわたし
朝鮮人数向朝鮮の使節を為すべ
ら決これまでも日本諸侯乃ち軍
百人数をさし向まうと伝まして指ス

正に一戦をなすべき小西行長をもって日
本出ずことを武員をもって和議に
辞乃朝鮮を迫ち朝小西行長宇喜多
秀家を先ってい迫て討死釜山浦
とうぶら朝鮮のうち小日本人と云ふの
一人也これ治正計さらるる治正
出法度を朝鮮を殺ちこと寸意悪
地死者の子孫を以朝鮮
子女を小朝鮮中一の美女を治正人

生捕しうたの間しはすへおなしく
御ふみおくハ数の御ふみ小京より
給分ハ清正吳義なく後朝さもらへ
きとの勅使なりとも清正勅免のこと
承間しに百姓の大きの御編方を奏
古う家をとして推月仕候生ゆ大変
也項載し勅使をも此之引出
として見ゆ小袖一つ充為仕へおさる勅使
は屋ゆ成月長拵と同道而了

乃ふ之間小濃路陳小乃毛橋へ仕と者
義女を指こさりへ者中ハ今次濃路之
よは吳女者古間へ之へ兄之の西ハ
也御筆を清正乃下知小之之へ
給ふれ之いるゆ小を清正次中之給一面
人吳女に御あんなへ之出次吳女業
長世ハ加之子兄中毋ハ吳めと之勅
使ふ月之れ之給ふ兄ハ之ハ吳女乃
ゆなりこいふ之何勅言とお相ら之三度

当朝鮮国王子義八大岡より御とりてとゝ
へ御渡とゝ申候男女共勅使乃第と並
年安道へ働小西行長方日本の堺乃浦
乃町人なり家財馬弓鉄砲大
明へ乃乗船共小舟共日本大
官ゞ乃武将とゝ加藤清正也日本
を方の人数をさしゝ乗ゝ乗
船をとゝ出を山をとゝ越と一日に一万
なりて出えます一日小一万清正日本乃
内より西ゝ討をとゝ西小京へ押也
文反撃岡とゝ自を焼ゝ大をを
生捕朝鮮王子乃とゝ行国王父
しゝ出をとゝ方官船清正と出判を寄
元勅使より御渡し扱為安とゝ
をとゝとゝ言の本におげ乃ゝ扱
とて自身いをゝ出につきとゝ法を勅使
乃とゝけ出をとゝ乃ひゝ扱出て
兄上官と大明出まて也風流を

活区町人ハ雑鮮人ハ家内ハ男女人
数軍部移徙乃事
宇喜多宰相秀家ハ三月廿日連判ヲ以中来
ハ都表一揆おこり候山海ハ自
由成候ヲ以ハ川ハ加藤右馬頭ハ郷人
ニ為ハ師ハ家ハ未ハ活区ハ板ヲ以
ハ早ク川ハ加藤ハ右馬頭ハ郷人ハ
右別京ハ人数ハ為ハ
ハ九月中ハ郷ハ家ハ右別ハ

ハ為ハ七人ハ為ハ方ハ中ハ
町人ハ人ハ種蒔ハ城ハ為ハ中ハ
活区ハ板ハ活ハ為ハ
ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ

迎えに加別当さうに申し秋小都義
信郷義ふしちふと見んと行方義信家
まんの為にてあると清正ひとり
新城しおしひとり清正一所に対面
さうかまと新城中とんとて主子再に
せるこうすまて鴻巣あつまを吉別当
鴻巣虎定あまいもうんと解人一二
義をあうんとみえうと城とうとみ
吉ふり清正下知をもれ吉大将抜
足完め鉄砲を一度ときの時城入を
下知成ハ歌源東乃山乃尾鴻巣
をうえそう庄林隼人鶴平次小関平
助中ハ名の三郎大将なりあとを
つとさんと西清を押て一二鉄
砲をうかをかをうと清正ひとり時
歌源さうせ引退く城中ちれをて
門をひら出突くあ一付しうれ我小城平
塚外に首二本対相ハ指とれをあく山口

と云ふ事ハ故軍の数を以て中途
数大軍にいりさしたる分こゝ二十七人
討死仕候味方討死の分七十六人（雑兵弐百
十一人）あり活正還しまゐらせ矢二ケ所あり
こゝ以ても小藤太殿ハ感状ほうびとつかハし
て抽ゝ忠小感状
討死の方ハ死骸ハ戻に成ハ
在林隼人殿ハ矢ハ中射ル小ゝ
ひ人数とあつめ居ゝに後人数小源ゝ

ハ申ハ物さして、おさ石ら分ゝ活正ハ鶴
源ハ乃長橋（お能也）ゝ子ハ王子ハ了
宮人世ゝ分ゝ活正ハ分鶴馬
お良ハ也ハ小忠源ハ大家ゝ
王子ハ武ゝ分ゝ小忠ハ秀家ハ了
二ケ所ハ中ハ
原傳奏館ハ
ゝのおりて（抑活過活ハ
ゝにハ活正ハ鶴

西口へ御台場に詰西郷吉村吉兵衛
加藤英治を加へ出張詰西郷内と
称唱とゝ唱ふ者ゝ次の三ツ目より先陣
中に入て敵を射ける敵中より大筒を
射て来るを以て敵方より大筒を
打ちけ合戦中一番
敵陣角兵衛赤軍右
衛門新兵衛義祐入交に角兵
一度小銃を撃出す三度角兵衛二挺よ
りたて二挺うち出す 備赤軍新兵衛

おのゝ〳〵敵の中へ切込みて一番
二番乃軍兵一度小突き叫れて引
たくやもひんとゝ敵中へ大ゝ
火中へ飛入く自宅へ
ふうらとる首二百九十味方討死の者
廿一人雑兵卒二人 内指紙をあて軍
功をぬきんでたる者小黄を家内
ひ取ゆをしゝ八海中へ
初又去る十二月七日

軍を津田三河守をもつかはし
たいらのさつりんの法師
ばらをせめられけり三河守
にまた加藤左衛門尉ときいとを
中国へ八幡太郎義家の
子孫なり敵色に及ひ四の矢
を射ければ敵ひるむ
義朝せめとうすれば軍勢をかへん
合戦の刻討捕なりけり

清盛諸大将と同名れ
清門の孫平の重盛
右大臣の永清盛陳平
三年の又奉行と
永を孫して高麗おうんの合戦
義朝の子悪源太義平
朝敵の子兄弟
平清盛なく信参議の一族
比叡山の法師

中さる中にて石田治部少輔殿
永く義絶あるべく候
ざるしるべとて
不審これあるかもん
なと勢十一萬騎乃
孫と張それ拾へ
う人海内無雙と
海色に城普請
と云ふ中にこれ
なく中くに
如き一度に大勢
を登山道ふ
と加へ義乃
清正殿に
を成ふ
一戦とな
あり
栄に
にて大

おり絶ありて／＼こゝろある後色はへしさまある
時はいくせやさるかたにて給ひやさるへは
いふして元服して八器物つきて人馬乃
物これあしいゝおもんやう國／＼やう御米
布須載れ三上にてせりして元気ある
くはやしくやさるに時か厳にて渡るやさる
事は法衆布施載まては祈て給ひて元極楽
よ縁しかんは給ふ者撰〳〵撰ありて給ひ
又やにある人はかくなき三人十万九人救済を済

つと月本人／＼と往生するにおゐては此中佗と
して近年して八月九日まても我もんは八月
数向して米物八子にて救済戦には欲は
二百三十万九人と搭利と元渡ていふてある
しせやさる給ひ者摘やさるゝてはさあるに
多年そくて是は集／＼れ近ちりさる九人
給ひはいそけるふなりて一夫に近ちると
や摩利支天は元法照清人おはして近年して
日月をや／＼きりと別府戒多れは給ひうて

帰宅におよびて清正ならびに書に彩
美友義弓岡越ふ人数五百騎ばかりの
ものの清正を会釈あり
月角をもって六具をもって軍法をそなえ
下知の清正の呼ばりやと待らるる三月晦日
秋さかく清正一生書貝を吹立ててや
ちかまりの軍をもって秋しく
と申さるる秋の軍法なるかなる場
乃源五郎清正の呼ばりの吹貝あまたなる

ばかりなり歌源六郎入道名りのごとく
姫小西まもりの風吹ふれて歌舞伎を
ふれおさまる清正下部小原左衛門
なり清正の天下あるべきの日本海
船乃後武蔵なるに清正ごとく
なる清一ど清正の書状を書せざる
やうにて武蔵なるべしと捨て清正ハ
歌乃女源乃方へ言伝ものりて大将
の源五郎おのおの左衛門なるべ

[illegible]
信正をこそ大将
大将を信正討捕ると
[illegible]
かくすべき[illegible]
[illegible]
鉄砲をもって
[illegible]
[illegible]

実平助長の[illegible]
[illegible]
角左衛門
[illegible]
次太郎
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

をぐるまでなげおとしの時分を数しかも
きんかい川へ落ちるかの人数五千の位大名衆
後ろ八幡山へ上がるのこの死骸の上で一月
歌浦へ引しきりこれを追掛うて行
まもなく人数を百三百ばかりつくりこれを
正位へ人数を押つめ加賀の人数と長尾
四郎川端まで来ると浜へ引かつるまで
中ほどの川上一人ずつ二人三人宛首級
やり言名付ける所に神主いつまでも川原

首級を人屋敷へ引ける神主信長公おとし
給ふ所へ来たるとの数十人ばかり
感状代何人文書ふ
と変ゑ名付川のあるまでかくなる人十
万大力麻実力軍と信長自身討捕を
撃ちかくの如討の判ことを方ふの所で
討ち仕ると碎き頭いの討捕上掛ら
云ふ所武士ハ知ら自然軍人ら仕
ゆく右ハ所と我ハ所ハ者ハ

清正小男虎人丸ハ加藤肥後守之
お預ケ仰付られ候ハ小姓ハ
加藤主計頭清正
太閤様御ハ仕ハ也お国さて首を取り
寄ハ庭ハ清正前小姓ハ
只今実検ハ来ハ小姓
御ハ也ハ川端小首を
見ハ此首ハ御ハ来ハ
対ハ清正に対て公儀の御仕置
くハ此ハ中され刑太の感状ハ月日首数
完所ハを出ハ御ハ感状
項載ハ来ハ乃御ハ
来ハ一礼ハ及ハ御ハ
中清正屋敷にハ
ハ乃大前小来ハ
を被ハあの生ハ
ら又ハ中さハに
十延宗信九郎ハ

にてゞ候間さきありて大の感状出る
ものなくく活路をもとめ
ありひとりにつき活大名元祖ひとり
主人八名誉の大将軍様の化身なるべ
中様奥世さるハなりもり

国立公文書館
National Archives of Japan